

平成24年1月30日

各府省庁等情報セキュリティ担当課室長 宛て

内閣官房情報セキュリティセンター

内閣参事官（政府機関総合対策促進担当）

官職証明書による電子署名

外部委託により構築・運用しているウェブサイトの情報セキュリティ対策について（注意喚起）

1月19日に「公開ウェブサーバ脆弱性検査において複数の省庁で確認された脆弱性について（注意喚起）」を当センターから発出したところですが、1月28日に政府機関のウェブサイトが改ざんの被害にあったことが確認されました。

被害にあったサイトは、政府機関から外部の事業者サイトに構築・運用を委託したものでしたが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」（NISD-K304-101）「1.2.5.1 外部委託」において、委託先に請け負わせる業務における情報セキュリティ対策等を定めた外部委託に伴う契約を取り交わすことを求めており、本件についても当該規定が適用されます。なお、サイトの構築・運用が政府機関との直接契約ではなく、再委託の場合であっても、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティを十分に確保する措置を委託先に担保させることを統一管理基準は定めてあります。

については、各府省庁において以下の確認を行って下さい。

記

1. 外部委託等により構築・運用しているウェブサイトの情報セキュリティ対策について、統一基準群で求めている水準の規定を省庁実施基準に定めていること。
2. 個々の外部委託契約等において省庁実施基準で定めた情報セキュリティ措置を講じることが定められていること。

3. 外部委託契約等に基づき委託先が構築・運用するウェブサイトに適切な脆弱性対策が施されていること。

なお、適切な脆弱性対策については、ウェブサイトを最新の状態に保ち、ウェブアプリケーションに脆弱なコードが含まれていないかの点検を行うことなど、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」(NISD-K305-101)の「2.3.3.2 ウェブ」に定めてあります。

以上

本件問い合わせ先
内閣官房情報セキュリティセンター
政府機関総合対策促進担当
戸田、山田、大谷
(03-3581-3959)